

## 大田区における競争入札参加に係る準区内業者の認定基準

平成 24 年 7 月 30 日 区長決定

改正 平成 27 年 7 月 29 日 27 総経発第 10517 号決定

### (目的)

第 1 条 この基準は、大田区（以下「区」という。）が実施する競争入札において、入札参加資格及び指名基準に地域要件を付加するに当たり、準区内業者として認定する上での必要な要件を明確にすることにより、入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 前条に規定する準区内業者とは、常時契約を締結する事務所として区内に支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）を有している事業者をいう。

2 前項に規定する、常時契約を締結する事務所とは、見積り、入札、契約締結等契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

### (認定要件)

第 3 条 事業者を準区内業者として認定するに当たり、必要な要件は、次に掲げる要件とする。

ただし、第 5 号に掲げる要件は、建設工事等に係る事業者のみ適用する。

- (1) 次条に掲げる書類を、すべて区に提出していること。
- (2) 支店等において、区と契約締結を完結できること。
- (3) 支店等の建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。他社と同居的な間仕切りのみ形態は認めない。  
支店等と住宅を併用している場合は、支店等の実態を調査の上、総合的に判断する。
- (4) 支店等に営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ責任者が存在し常駐していること。配置人員が区外の事務所等と兼務になっている場合及び配置人員の不在が頻繁である場合は認めない。
- (5) 支店等に、登録業種に係る専任の技術者を、常駐で配置していること。  
専任の技術者とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結又はその履行を確保するために置かれるもので、常時勤務していることが必要であり、営業所ごとに専任で置くこととされている。（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号）
- (6) 支店等において、常時連絡がとれる体制となっていること。  
転送電話対応が常態である場合、単に取り次ぎ又は単なる連絡員のみ配置は認めない。
- (7) 支店等に、事務等を執り行える什器・備品・複写機・通信機器等が設置されていること。
- (8) 大田区内に支店等を設置後、3 年以上の期間が経過していること。
- (9) 申請時以前 3 年間に、支店等の代理人名義での契約（官公署・民間）があり、履行を完了していること。

(届出)

第4条 準区内業者として認定を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を、区の指定する期日までに区長へ提出しなければならない。

- (1) 大田区準区内業者届出書（別記様式第1号及び2号、事業所外観及び内部写真・社名表示写真を含む。以下「準区内業者届出書」という。）
- (2) 支店等の不動産登記簿又は固定資産税評価証明書の写し（支店等が自社所有の場合）  
支店等の不動産賃貸借契約書の写し（支店等が賃貸物件である場合）
- (3) 建設工事等に係る事業者は、建設業許可申請書及び当該申請書の別紙（受付印のあるもの）の写し
- (4) 法令等により許可等が必要な業種は、当該許可を示す証明書等の写し
- (5) 支店等を設置し、営業を開始したことが確認できる書類  
都内に事業所を有しない者が、大田区内に新たに支店等を設置する場合は、法人設置・設立届出書（東京都都税条例施行規則第32号様式（乙）その1）又は大田区を所管する都税事務所の発行する、事業開始等申告書提出済証明書の写し  
都内に事業所を有する者が、大田区内に新たに支店等を設置する場合は、異動届出書（同施行規則第32号様式（乙）その2）又は大田区を所管する都税事務所の発行する、事業開始等申告書提出済証明書の写し
- (6) 支店等に係る法人住民税を、納付したことが確認できる書類（支店等に係る法人住民税を含む領収書又は納税証明書、納税地が大田区にない場合は、均等割額の計算に関する明細書の写し）
- (7) その他必要と認めるもの。

2 前項に規定する書類を提出後、内容に変更があった場合、当該事業者は「大田区準区内業者（支店・支社・営業所等）変更届」（別記様式第3号）及び変更に係る必要書類を提出すること。

(実態調査)

第5条 区は、必要に応じて支店等の実態調査を実施することができる。

- 2 区は、第3条第2号から第9号までに定める認定要件について、前条に基づき提出のあった書類及び支店等の実態調査により確認する。
- 3 前項の規定による実態調査の結果、支店等が認定要件を満たしていないことが判明した場合は、当該支店等を準区内業者として扱わないものとする。
- 4 実態調査を拒否又は妨害した場合、当該事業者を準区内業者として扱わないものとする。

(改善指導)

第6条 前条の規定による実態調査の結果、準区内業者としての認定要件に疑義が生じた場合、必要な改善指導を行うとともに、期間を定めて報告を求め、再度実態調査を行うものとする。

2 前項の規定による改善指導を行った場合、認定要件が確認されるまでの間、当該事業者を準区内業者として扱わないものとする。

(指名停止措置)

第7条 前条第1項による改善指導に伴う報告がなされなかった場合、又は再度の実態調査の結果、改善が見られなかった場合、その他実態調査を拒否、妨害し又は実態調査に協力しないことが明らかな場合は、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を行うことができる。

2 第5条の規定による実態調査の結果、各種提出書類及び準区内業者届出書等の内容が、実態と著しく相違する場合、前条の規定による改善指導を行うことなく、指名停止措置を行うことができるものとする。

3 前項の規定により、指名停止措置を受けた事業者については、措置期間中は準区内業者として扱わないものとする。

付則

この基準は、平成24年8月1日から施行する。

付則

この基準は、平成27年7月29日から施行する。